

横浜市内 指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等に関する
横浜市の取扱いについて（事務連絡）

日頃より本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 2 月 25 日付で厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」の通知がありました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談支援の実施について柔軟な取扱いを可能とするものです。

この通知を受け、横浜市では下記のとおり取扱いを整理しましたので、ご連絡いたします。

なお、この取扱いについては、今後国からの通知等により変更することがあります。

1 相談支援の実施方法について

(1) 面談以外での実施

通常時は面談で行う「サービス利用支援（計画作成）」、「継続サービス利用支援（モニタリング）」、「個別支援会議」などについて、例外的に面談以外の方法で行うことを可能とします。

なお、この例外的な取扱いをする場合は、利用者等に丁寧に説明するとともに、通常の記録に加え、実施方法についても記録してください。

(2) 同意署名欄の取扱い

サービス等利用計画案及びモニタリング報告書における利用者同意署名については、郵送のやりとりによって記載してください。

(3) 判断基準

利用者（家族）からの申出、または感染リスクを考慮した事業所（相談支援事業所に加え、サービス提供事業所等も含む）の判断のいずれかがあった場合とします。

2 本取扱いの期間について

令和 2 年 3 月末までとします。延長する場合は再度ご連絡いたします。

裏面あり

3 その他

何かご不明な点等がございましたら下記担当までご連絡ください。

本通知及び厚生労働省通知は横浜市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/soudan-jigyosha.html>

※「障害福祉情報サービスかながわ」や「厚生労働省 Web サイト」などで、常に最新の情報を確認するようにお願いいたします。

【担当】

健康福祉局障害福祉課地域活動支援係

計画相談支援担当

TEL : 045-671-3602 FAX : 045-671-3566

E-mail : kf-soudanshien@city.yokohama.jp